

議会報告会 実施報告書

実施日時	令和元年11月14日（木） 19：00～20：54		
会場	きらめきみなと館	来場者数	35人
役割分担	司会進行 浅野好一		
	報告 （議会の役割、しくみ）中道恭子 （予算決算）浅野好一 （総務民生）石川栄一 （産経建設）中野史生 （文教厚生）大塚佳弘		
<p>1. 報告に関する質疑応答及び意見</p> <p>（1）敦賀市議会の役割としくみについて 説明のみ</p> <p>（2）予算決算常任委員会の報告 説明のみ</p> <p>（3）総務民生常任委員会の報告</p> <p>Q1：水素社会の担い手になることは、おおいに進めるべきであるが、問題点は水素の製造方法である。敦賀市では、どのように水素をうみ出すのか。また、バイオマスの活用については、議会で議論があったのか。</p> <p>A1：専門的な製造方法等については、手元に資料がないため回答はできない。電気分解には新庁舎に設置する太陽光パネルを活用すると説明を受けている。また、バイオマスの活用等については、今後、研究していくよう行政に伝える。</p> <p>※次の発言者からは、前段の議会の仕組みや予算・決算についての説明に対する質疑だったため、記載しない。</p> <p>（4）産経建設常任委員会の報告</p> <p>Q1：ムゼウムの運営管理について、新聞報道や議会とのやりとりを見ていると、そもそも赤字の事業であることや、施設に求められていることかなり高度なものであることなどから、指定管理者に任せることには大きな疑問を感じている。このまま指定管理者制度の方で進む場合、最終的にはその赤字の付け回しが市民に影響し、必要なものが削られるのではないかという心配をしている。ムゼウムの運営管理については市民の注目も高いことから、その点についての考えを伺いたい。</p> <p>A1：指摘されたことが、まさに議会も危惧している点である。9月定例会において提案されたムゼウムに関する「設置管理条例」は、直営方式と指定管理者方式のいずれも選択出来るものであったことから可決したが、指定管理者方式とするのか否かについては判断出来ないとし、同じく提案のあった「指定管理者選定委員会に関わる予算」については削除した。については、今後どのような運営管理方式を選択するのかについて</p>			

は、市民の皆様の意見を聞きながら進めて行く。また、指定管理制度に関しては、運用方法やモニタリング等の評価制度の必要性など、今後議会においても協議を進めていかなければならないと考えている。

Q 2 : 指定管理について大きな点になっているが、市が指定管理しているのは他に何か所ぐらいあるのか。予算的にどれくらい把握しているのか。

A 2 : 敦賀市内14施設で指定管理を行っている。(実際は16施設) 市民文化センター・敦賀市黒河農村ふれあい会館・プラザ萬象・きらめき(球場) スタジアムなどである。予算の総額については、資料を準備していないので後日回答する。

Q 3 : 100条とは、何の100条なのか。百条委員会でどこが権限をもつのか。100条を使って施策がどうやって議会に反映できるのか。

A 3 : 百条委員会については資料を用意しているので、後ほど説明する。

(5) 文教厚生常任委員会の報告

Q 1 : 図書館に飲食スペースを作るというのは、誰からの声か。談話室代わりに使う人が増えるのではないか。ドアを付けるくらいなら、隣の生涯学習センターの1室を使えるようにすれば、150万円もかけずに済むのではないか。駅前にできる予定の本屋との住み分けは。

A 1 : 政策プロジェクトにおいて、高校生から「図書館を1日使う中で飲食もできるようにスペースを作って欲しい」という要望があった。図書館をそのまま出せるかの問題などもあり、まずは利便性のあるスペースを作ろうとなった。使用ルールについては今後協議していく。駅前にも図書館の施設予定はあるが、今のところ最終決定はしていない。

Q 2 : 運動公園陸上競技場改修で、1種と3種の違いがわからない。また、サッカーだけでなくラグビー場としてもできるように考えられているのか。

A 2 : 1種は全国大会が開催できる仕様、2種は北信越大会などのレベル、3種は県大会レベルを開催できる仕様。ラグビーについては、今後協議は可能。ポールを立てる穴は現在ない。

Q 3 : 2種が県大会を開催できるレベルとあったが、現在県レベルの大会は開催されていないのか。今後どのような活用を考えているか議論されているのか。

A 3 : 国体時は2種レベルであったが、現在公認の申請が切れている。

Q 4 : 市営野球場について、ナイター設備も撤去された。今後どのように考えているのか。

A 4 : どのような議論がされているのか、一般質問でも何度も話し合いはされているが明確な回答は得ていない。今後も話していく。報告が出次第お

伝えたいと考えている。

Q 5 : 市民誰もが公平に使える施設にして欲しい。運動公園を改修するのはいい事だが、以前改修した時は、市民である自分達を使うには制限があって使えなかった。トラック1面100万円もするので、簡単に使用できないということがあった。立派な施設を、一部の人ではなく、市民がちゃんと使えるような運営にして欲しい

A 5 : 貴重な意見として承りたい。

(6) 広報広聴委員会の報告

【敦賀市議会の役割としくみ】

Q 1 : 専門委員会について、指定管理をしている施設が他にもあるのに、リラ・ポートだけ特別調査委員会を設置しているのは何故か。

A 1 : 後の産経建設常任委員会のパートで説明させていただく。

【予算決算常任委員会】

Q 1 : 予算資料にあるグラフについては、数字も見えず、比較も無いため、何を説明したいのかが分からない。資料に少し工夫を。

A 1 : 今後、見やすくなるように工夫していく。

【意見交換】

(1) あなたの考える子育て環境日本一とは

意見 1 : 敦賀市の放課後児童保育は充実しており、このことにより共働きも多いのではないかと思う。安心して預けるとい一方、主婦専業で子どもを育てている立場からすると、特に核家族が多い地域において、夕方外で遊んでいる子どもや地域の方とふれあう機会が少ないとも感じている。様々な世代、地域全体で育てるとい環境も必要と考える。

意見 2 : 父親の育休100%取得を目指して欲しい。自身、産休後の一番手伝って欲しい時期に主人が会社の用事で不在が多かったことから、子育ては母親だけとするものでないとの雰囲気づくりに取り組んで欲しい。

質問 1 : パラレルの内容は。

(2) 住み良さランキング6位ってホント？

※司会より、敦賀の良いところ、悪いところを参加者に問い掛け。

意見 1 : 30年ほど小浜に住み、4年前に敦賀に戻ってきたが、北陸線が近く、大阪などにもアクセスが良いのが便利と感じている。

意見 2 : 住み良さランキングの基準に関しては、人口が減少すれば病院の設備率は高まるなど、一概に判断にはつながらないと思うので、これに捉われないまちづくりに努めていただきたい。

(3) 市議会、市政へのご意見

- Q 1 : 開催会場は、より多くの人が集まれる場所としていただきたい。今回、何故この場所を選んだのか、また今後はどうするのか。
- A 1 : 今期は改選期ということもあり5月開催が出来ず、秋のイベントシーズンとなってしまったことにより、会場予約が可能なのは本館しかなかったのが理由。今後は、会場選定も含めて早目に取り組んでいく。
- Q 2 : 議員それぞれの意見汲み上げ、活動、報告が見えない。議員は24名どころか10名もいない。
- A 2 : 見えにくい部分もあろうかと思うが、議員それぞれが活動に取り組んでいる。その地域での活動報告などでもご確認いただきたい。
- Q 3 : (代読) 災害発生時の障害者の避難について。現在のハザードマップ。では、その点のルールがない。
- A 3 : 個別に登録いただいた方には、地域の民生委員から災害発生時に連絡が届くようになっている。市役所にも相談願いたい。
- Q 4 : アルプラザのガスト側点字ブロック上に自転車が置かれている場合があり、注意すると中高生に怪訝な対応をされる。障害者、弱者への配慮や道徳について教育が必要ではないか。
- A 4 : 行政に対しても要請していく。また、今後国道8号線2車線化でバリアフリー化もしていくので、その中でも対応出来る部分もあろうかと考える。
- Q 5 : 議員の活動が見えない。例えば、この報告会も4班に分かれて、各公民館で開催することや、「市民と語る会」として年4回ほど開催すれば、互いに意思疎通が出来て良いまちになるのでは。また、行政視察についても報告と市政にどうつなげるのかがあれば、議会と市民がWIN-WINの関係になると思う。
- A 5 : 良い意見と受け止め、今後検討していく。
- Q 6 : 議員倫理条例について、敦賀の場合は地方自治法の条文と齟齬があるのではないか。
- A 6 : ルールについては県内を見ても半々。倫理条例にある、2親等以内の親族が経営する企業などが市と請負契約などに関し疑われるような行為はしないとの考えのもと議論をした経過がある。
- Q 7 : 一般質問が重複するのは、会派内で何とか調整出来ないのか。RCNの議会放送を見ていると、同じような質疑が繰り返されるケースが多々あり、もう少し突っ込んだ議論をすればと感じている。
- A 7 : あくまでも一般質問は、議員個人の考えで行うものであるが、今後検討したい。

Q 8 : 敦賀市民全体で盛り上げることにより、ムゼウムの赤字も対策出来ると思う。また、教育に関しては道德の問題、いじめも昔はなかった。

→意見伺うのみに留め、回答はなし。

Q 9 : 事前にメールで意見収集したものの扱いは。また、愛発の冬季道路事情については、何とか対応をお願いしたい。

A 9 : (司会者より、メールによる事前意見内容を紹介)

Q : 百条委員会とは。

A : 百条委員会とは、地方自治体の事務に疑惑や不祥事が発覚した際、地方議会が事実関係を調査するため、地方自治法第100条に基づいて設置する特別委員会のこと。本委員会では、関係者の出頭や証言、記録の提出を要求することができ、虚偽の証言があった場合には禁錮や罰金が科される。

リラ・ポートの指定管理に関しては、9月定例会において「敦賀きらめき温泉リラ・ポートの指定管理に係る調査特別委員会」の設置を可決。リラ・ポートの指定管理者基本協定書に基づいた敦賀市の履行状況などを調査事項とし、現在調査を行っているところである。

2. 反省点

(1) 総務民生常任委員会

浅野広報広聴委員長は、議会の仕組みや予算決算についての質問にその場で回答をしたが、いったん発言を止めて意見交換の部で再度、発言してもらおうよう図ったほうがいいのではないか。

委員長からの報告は、市民からは行政の代弁をしているように聞こえる意見もあった。次回からは、「行政からの説明によれば・・・」といった文言を入れることで市民の不信感を払しょくできるのではないだろうか。

(2) 産経建設常任委員会

指定管理者制度については、市民の関心も高くの施設数や予算総額は、全ての常任委員会に関係しているので資料等を含め、今後の課題である。

(3) 文教厚生常任委員会

文教委員会では3名の参加者からお声を頂いたが、もっと多くのお声が出るものと思っていた。会場の配置的にも発言しにくい構図だとは言われていたが、会場以外の改善策としては、各委員会のテーマも事前に告知すれば、より多くのご意見等をお聞きできるのではないかと感じた。さらに言えば、市政に反映するためには、審議・採決前のなるべく早い段階で市民が簡単に知る事ができれば、より多くのお声を反映できるのではと思う。自分の声が反映されると思うほど、政治への関心も持ちやすい。

また、実際に施設を利用しようとした方でないと体験しえないお声も頂いた。内容をお聞きしただけでも感じたが、数年以上前の話を今まで覚えているという事はよっぽどショックだったのだと思う。あってもほんの一部だとは思

うが、本市がそのような対応を実際にとっているなら残念であり、改善すべきである。時折そういった市民のお声も頂くが、そういったお声が、市議を介せずともスムーズに行政に届くよう、オンブズマン制度など第三者を介する仕組みもあれば良いと感じた。気軽にお声を届けてもらえるよう、市議へのハードルを下げる事も課題である。

また、こちらで用意したテーマ以外の、市営野球場についてのお声も寄せられた。市民のための行政であるために、市民の代表という立場であれば、なるべく多くの方のお声をお聞きしたい。第2部の意見交換会など、市民の方々のお声を皆で共有できるような場や時間、機会がもっと必要だと感じた。解決策としては、市議個人で報告会等を開催する事はもとより、「多くの市議に一度に意見を伝えたり、他の市民と共有したい」という方にも対応するためであれば、議会の仕事として、そういう場を増やすのも必要である。しかしこれは、報告という説明義務を果たしたいのか、市民のお声をお聞きしたいのか、議会報告会の目的にもよる。目的でいえば、「議会報告会」は議会の報告であるが、議員側だけの開催で行政側が不参加で開催する事にも、違和感がある。行政側は、市議に説明すれば市民へは説明する必要はないと考えているのか。行政側の参加に業務上の支障があるのであれば、せめて既存の説明会などを動画公開して誰でも見れるようにすれば、市民も時間に縛られず、行政の考えや動きを知れる。議会報告会に限らず、議会自体をより開かれたものにして、市民と共有できるものにできればと感じた。

(4) 広報広聴委員会

- ・会場準備の流れ（机や椅子をどこから幾つ出す、配置など）や指示役を決めておけば良かった。
- ・今回初めて、メールによる事前意見を受け付けたが、報告会やホームページ公開などの取り扱いを明確にしておくべきであった。
- ・報告会の開催回数や方法、会場設定に関し意見が挙げられていることから、次回の開催に向け検討を進めていくこととしたい。

3. アンケート

アンケートで寄せられた意見については、別添のとおり。

4. 事前にいただいた意見（メール）

事前にいただいた意見については、別添のとおり。

敦賀市議会議長 和 泉 明 殿

令和元年12月20日

敦賀市議会報告会実施要綱第10条第1項の規定により提出します。

代表者 広報広聴委員長 浅野 好一